

人と動物の共生する地域社会の実現をめざして

令和3年度／2021年度

茨城県動物指導センター 事業概要

目 次

第1章 総 説

1 沿 革	1
2 施設の概要	3
3 組 織 等	
(1) 機構及び業務内容	6
(2) 職員配置	7
4 管轄区域図（全県）	7

第2章 事業の概要

I 愛護推進事業	
1 動物愛護の普及啓発	
(1) 動物愛護月間その他の啓発活動	8
(2) 動物なんでも相談	8
(3) 動物ふれあい教室	9
(4) 各種催事への参加等	9
2 犬・猫の譲渡	
(1) 譲渡実績	10
(2) 譲渡会実施内容	10
3 犬猫譲渡バンク	10
4 犬猫の不妊去勢手術	
(1) 動物指導センターにて実施した不妊去勢手術	11
(2) 民間動物病院にて実施した不妊去勢手術費用の補助	11
5 子猫のミルクボランティア	11
6 茨城県動物愛護推進員制度	11
II 保護指導事業	
1 狂犬病予防事業	12
2 野犬化防止、飼い主不明犬・猫の対策	
(1) 飼犬・猫の引取り業務	12
(2) 野犬、飼い主不明犬の捕獲・保護対策及び猫の保護対策	12

3	咬傷事故対策	
(1)	咬傷事故犬のけい留指導・捕獲作業	1 2
(2)	事故調査と再発防止指導、被害者等の救済	1 3
(3)	狂犬病サーベイランス	1 4
4	犬・猫の逸走・保護対策	
(1)	公表関係	1 4
(2)	逸走・保護情報の照合作業	1 4
(3)	負傷動物の収容	1 4
5	犬・猫についての困りごと相談受付	1 4
6	動物の管理及び処分業務	1 5
(1)	管理業務	1 5
(2)	処分業務	1 5
(3)	犬・猫の収容頭数及び処分頭数の減少化	1 5
7	多頭飼養届の受理業務	1 5
8	動物取扱業の登録等	
(1)	第一種動物取扱業の登録申請受付件数及び登録件数	1 6
(2)	動物取扱責任者研修会	1 6
(3)	第二種動物取扱業の届出受付件数	1 6
9	特定動物の飼養許可	1 7

第3章 資 料

1	令和3年度 動物なんでも相談件数	1 8
2	令和3年度 動物ふれあい教室	1 9
2-1	令和3年度 いのちの教室	1 9
2-2	令和3年度 適正飼養推進事業（イベント、出張講座）	2 0
3	犬の収容頭数と内訳	2 1
4	特定犬飼養頭数	2 2
5	猫の引取り・保護状況	2 2
6	年度別 犬・猫の収容・返還・譲渡・処分の状況	2 3
7	年度別 犬の登録・狂犬病予防注射頭数の推移	2 3
8	特定動物の飼養目的別許可件数及び許可頭数	2 4

第1章 総 説

1 沿革

- 昭和 25 年 8 月 ○「狂犬病予防法」の施行に伴い、保健所が業務を所管。
○犬の登録、狂犬病予防注射の実施・犬の捕獲抑留。
- 昭和 48 年 10 月 ○「動物の保護及び管理に関する法律」が、議員立法で制定。
- 昭和 49 年 4 月 ○「動物の保護及び管理に関する法律」が施行。
- 昭和 54 年 6 月 ○「茨城県動物の保護及び管理に関する条例」を制定。
笠間市日沢に、茨城県動物指導センターを開設し、狂犬病予防法、動物保護管理法関係業務を所管。同センター動物棟で、保健所に収容された犬、猫の収集保管及び殺処分業務を開始。
○業務課、保護指導課、防疫課の3課を置く。
- 昭和 57 年 ○動物愛護週間に伴う動物愛護フェスティバル事業の毎年開催を開始。
- 昭和 57 年 9 月 ○茨城県財務規則の改正によりか所が公所になる。
- 昭和 60 年 9 月 ○「狂犬病予防法」の一部改正により、狂犬病予防注射が年1回となる。
- 昭和 61 年 9 月 ○総理府との共催事業として「動物愛護フェスティバル'86 いばらき」事業を実施。
- 昭和 62 年 4 月 ○動物指導業務の一元化に伴う茨城県行政組織規則等の一部改正。
○保健所で分掌していた動物指導業務（犬の捕獲、犬猫の引取業務）を動物指導センターに一元化し、保健所での業務を廃止。
○組織の変更を行い、業務課を管理課に、保護指導課を保護課に改称、新たに指導課を設置。管理課、保護課、指導課、防疫課の4課体制となる。予防指導主査を新設。
○保健所での犬猫取引業務廃止に伴う代替措置として、市町村の公民館等を巡回して引取を行う「定時定点引取」業務を開始。
- 平成元年 4 月 ○小学校飼育動物の検診等を通じ、小学校児童を対象とした動物愛護思想の普及啓発を行う「動物ふれあい教室」事業を開始。
- 平成 2 年 3 月 ○管理棟の増改築竣工。
- 平成 4 年 3 月 ○動物棟の増改築竣工。
- 平成 5 年 4 月 ○犬猫譲渡情報バンク事業を開始し、飼育希望者と提供者の情報仲介を行い、併せて繁殖制限措置指導。
- 平成 6 年 1 月 ○車庫棟が竣工。
- 平成 7 年 4 月 ○「狂犬病予防法」の一部改正により、犬の登録が年1回より生涯1回となる。
- 平成 8 年 3 月 ○動物棟の増改築竣工。
- 平成 11 年 12 月 ○「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、法律の名称を変更。
- 平成 12 年 4 月 ○「狂犬病予防法」の一部改正に伴い、犬の登録及び狂犬病予防注射が市町村に移管。
- 平成 12 年 12 月 ○改正「動物の愛護及び管理に関する法律」が施行。
○改正に合わせ「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」を改正し、条例の名称を変更。

- 平成 13 年 4 月 ○動物指導センターのホームページを開設。
- 平成 13 年 12 月 ○「茨城県動物愛護推進員」の委嘱を開始。（132 名委嘱）
- 平成 14 年 7 月 ○殺処分焼却設備の排出ガス処理施設を増設。
- 平成 15 年 4 月 ○機構改革により、予防指導主査を廃止。指導課を保護指導課に、保護課を愛護推進課に改称し、防疫課を廃止。管理課、保護指導課、愛護推進課の 3 課体制となる。
- 平成 15 年 5 月 ○「茨城県動物愛護推進計画」を策定（第 1 期）。
- 平成 15 年 10 月 ○譲渡子犬の「しつけ方教室」を開始。
- 平成 16 年 10 月 ○犬・猫の引取りを有料化。
- 平成 17 年 6 月 ○改正「動物の愛護及び管理に関する法律」が平成 18 年 6 月 1 日から施行。
- 平成 18 年 3 月 ○法改正にあわせ「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」を改正し、平成 18 年 6 月 1 日から施行。
- 平成 20 年 3 月 ○「茨城県動物愛護推進計画」を改定（第 2 期）。
- 平成 22 年 3 月 ○3 月末をもって「定時定点引取」業務を廃止。
- 平成 23 年 3 月 ○東日本大震災が発生。（11 日）
被災者に係るペット動物の相談業務を行う。支援ペットフード等の配布を行う。
- 平成 24 年 3 月 ○動物棟内の仕切り柵等による内部室改修を行う。（5 室→9 室）
- 平成 24 年 8 月 ○「親子見学会」を開始。
- 平成 24 年 9 月 ○動物愛護フェスティバルを終了。
- 平成 24 年 12 月 ○災害時における愛玩動物救護マニュアル制定。
- 平成 25 年 9 月 ○改正「動物の愛護及び管理に関する法律」の施行に伴い、引き取り拒否を運用開始。
- 平成 25 年 12 月 ○「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」を改正し、平成 26 年 4 月 1 日等から施行。
- 平成 26 年 3 月 ○「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」を改正し、平成 26 年 7 月 1 日から施行。
- 平成 27 年 9 月 ○関東・東北豪雨による水害が発生。
被災者に係るペット動物の相談業務、支援ペットフード等の配布を行う。
- 平成 27 年 10 月 ○「茨城県動物愛護管理推進計画」を改定（第 3 期）。
○「茨城県猫の適正飼養ガイドライン」を策定。
- 平成 28 年 10 月 ○致死処分方法を変更。
- 平成 28 年 12 月 ○「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」を制定。
- 平成 29 年 4 月 ○「犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業」開始。
- 令和元年 9 月 ○ドッグラン設置。
- 令和 2 年 12 月 ○動物棟内部改修し、個別房設置。（18 室）
- 令和 3 年 3 月 ○「茨城県動物愛護管理推進計画」を改定（第 4 期）。
- 令和 4 年 2 月 ○管理棟微生物室を飼養室として改修。

2 施設の概要

(1) 所在地

茨城県笠間市日沢47番地

(2) 土地

使用区分	面積	取得年度	備考
動物指導センター敷地	6,946 m ²	昭54	

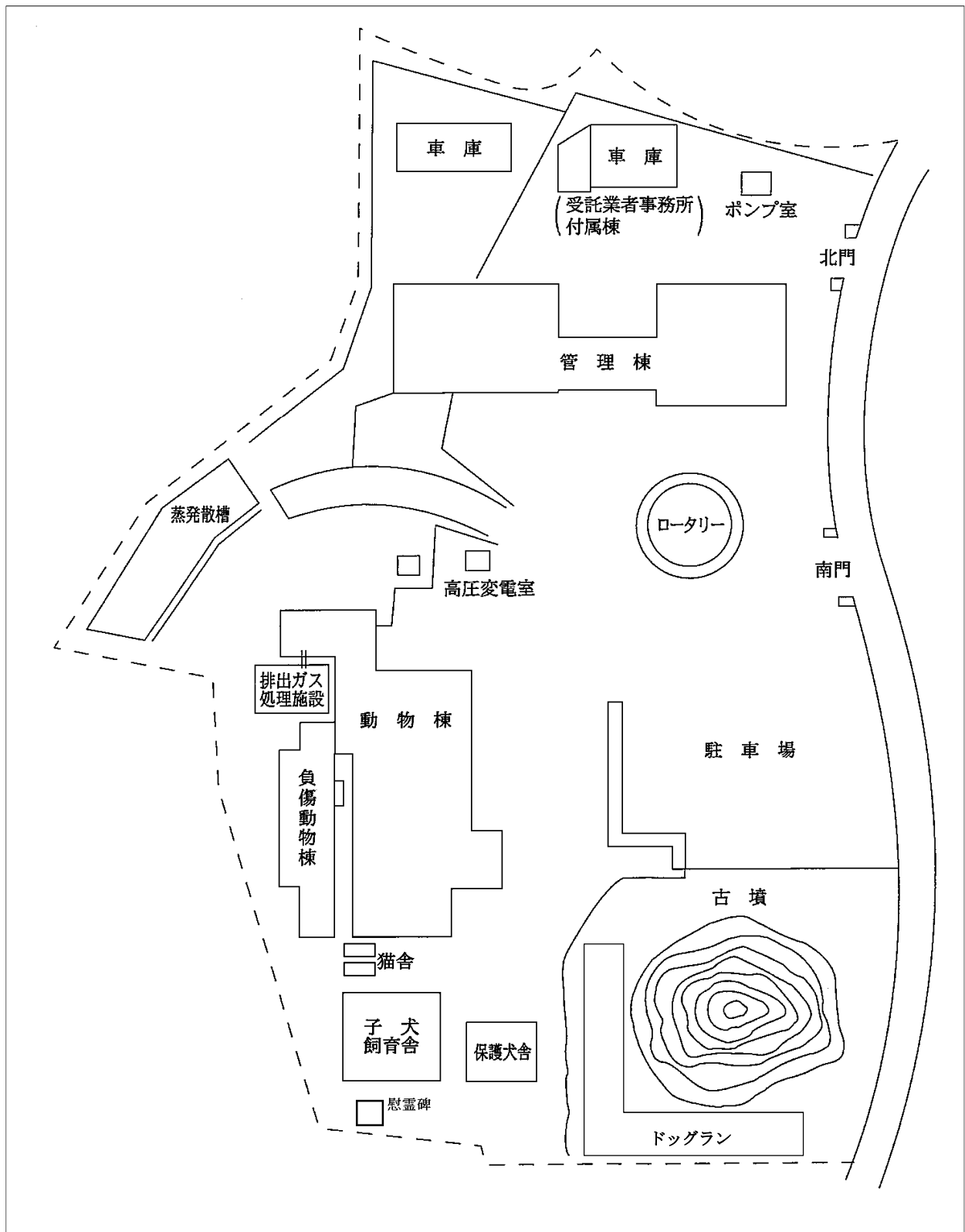
(3) 建物

建物の名称	構造	延面積 m ²	建設年度	備考
管理棟	鉄筋コンクリート造2階	774.24	昭54	平元 増築
動物棟	鉄筋コンクリート造平屋	559.78	〃	昭62 増築 平3 増築 平7 増築
付属棟	鉄骨造平屋	41.70	昭55	
車庫	鉄骨造平屋	60.00	昭54	
ポンプ室	コンクリートブロック造	5.85	〃	
車庫	鉄骨造平屋	98.00	平5	
計	6 棟	1,539.57		

(4) 主な設備, 車両

名称	構造, 規格等	数量	取得年度	摘要	備考
殺処分焼却設備	鉄製				
	焼却炉	2基	昭62, 平7		
	炭酸ガス処分器	1基	平7		
	排出ガス処理施設	1基	平14		
車両	普通特殊	5台	平26~令2	保護・収容用	2750~2980cc
	小型貨物	2台	平13~18	保護・収容用	2980~3050cc
	小型貨物	3台	平27~30	調査・連絡用	1490cc

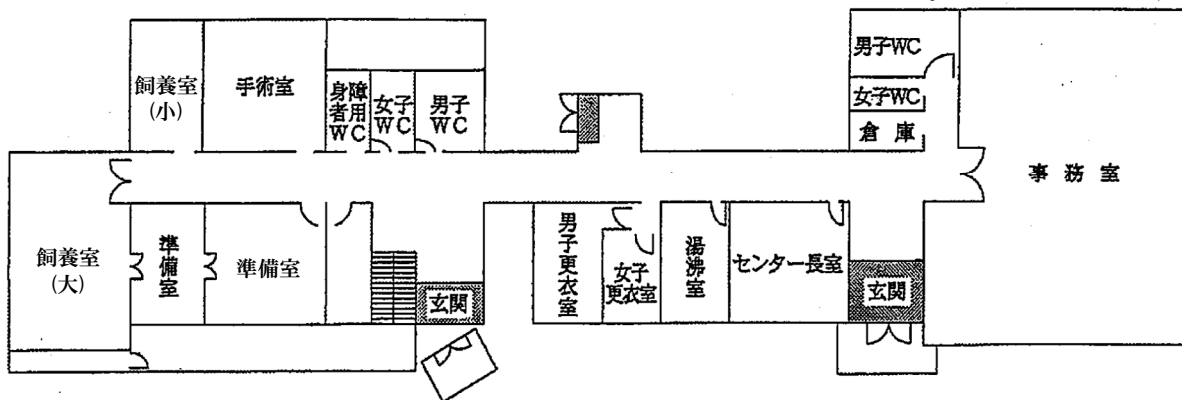
(5) 敷地全体図



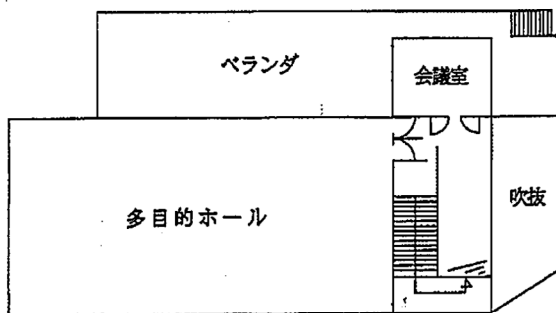
(6) 建物平面図

○管理棟

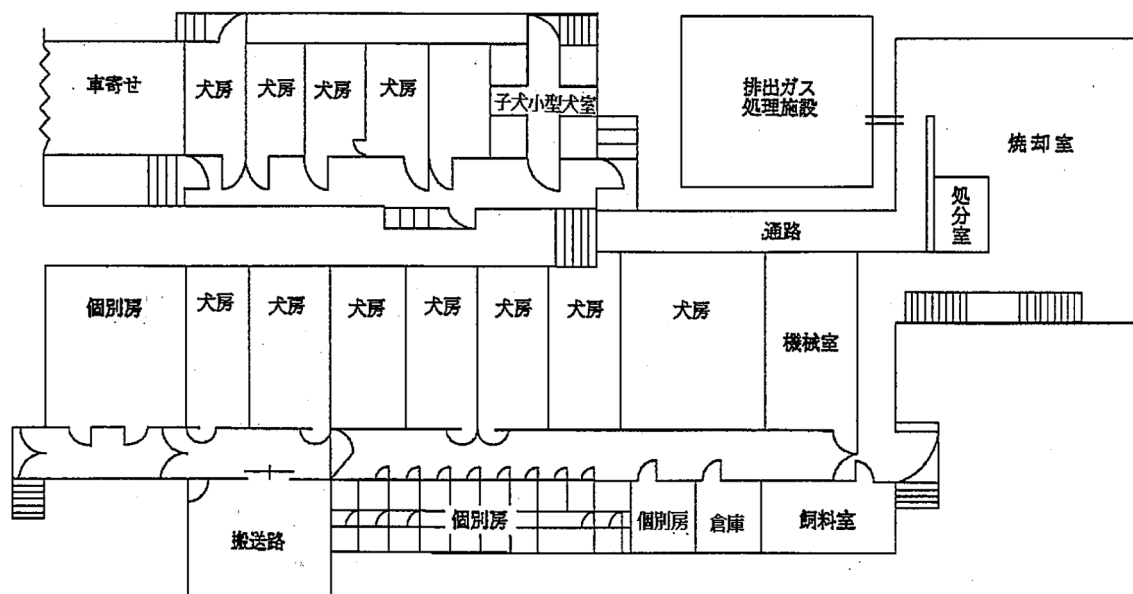
1階



2階

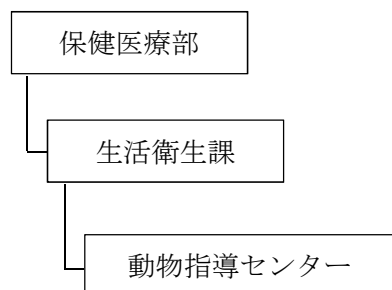


○動物棟

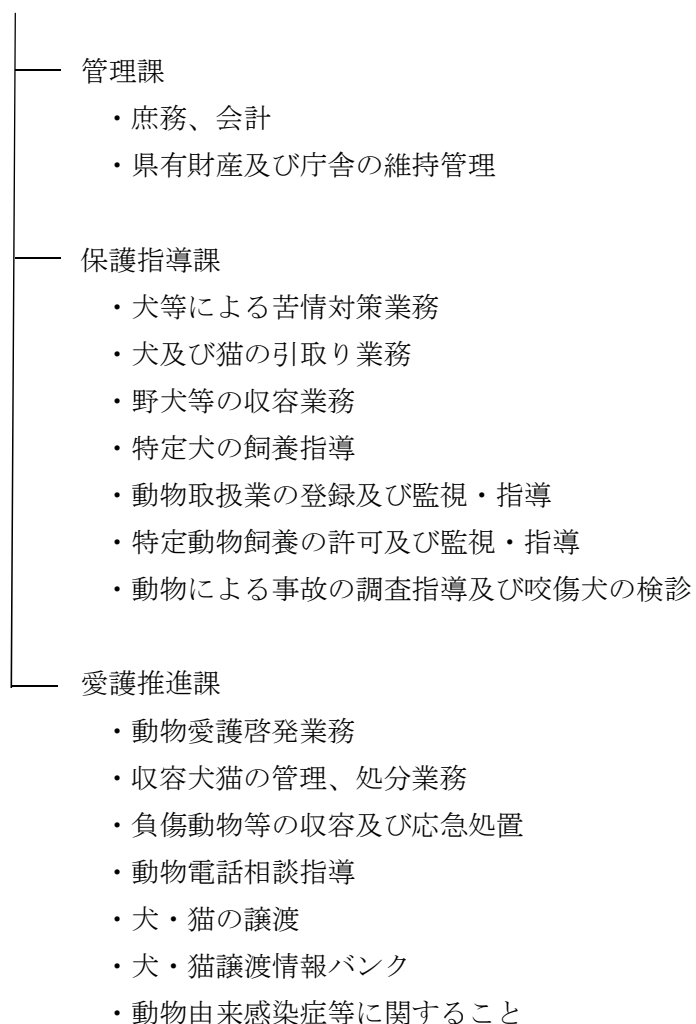


3 組織等

(1) 機構及び業務内容（令和4年4月1日現在）



センター長



第2章 事業の概要

I 愛護推進事業

1 動物愛護の普及啓発

(1) 動物愛護月間その他の啓発活動

「動物の愛護及び管理に関する法律」には9月20日～26日を「動物愛護週間」と定められているが、茨城県では9月の1ヵ月間を「動物愛護月間」、9月20日～26日を「犬猫愛護週間」と定め、啓発活動を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等啓発活動については規模を縮小した。

ア 広報活動

新聞等の取材に応じた。また、市町村広報誌への掲載を依頼した。

イ 動物愛護表彰式

開催期間 令和3年11月4日(木)

場 所 市町村会館2階

ウ 動物愛護啓発キャンペーン

開催期間 令和3年11月13日(土)

場 所 石岡市役所駐車場

内 容 動物愛護推進員及び市町職員と連携し、動物愛護パネルの展示、啓発グッズ・チラシの配布、啓発に取り組んだ。

エ 動物愛護パネル展

開催期間 令和3年9月21日(火)から9月27日(月)

場 所 県庁行政棟2階 県政広報コーナー

内 容 動物愛護に関するパネル展示、啓発資材配布

(2) 動物なんでも相談(動物の捕獲・保護等の実行行為を伴うものを除く)

動物飼育者等の疑問や悩みに答えるため、電話による「動物なんでも相談」を開設し、動物が適切に取り扱われるよう指導した。なお、疑問については必要に応じて各専門家に問い合わせたうえで回答した。

(資料1参照)

・犬に関すること	1,853件
・猫に関すること	1,723件
・その他哺乳類に関すること	18件
・鳥に関すること	36件
・爬虫類に関すること	1件
・両生類に関すること	0件
・魚に関すること	0件
・昆虫に関すること	0件
・その他	729件
計	4,360件

(3) 動物ふれあい教室

小学校において、児童が犬・猫など身近な家庭動物とのふれあいを通じて、「いのち」を大切にする心を育むなど情操教育に寄与するとともに、動物を飼うことの自覚と責任の重さや飼い主に捨てられた犬・猫など不幸な動物の現状とその解決方策について学習することを目的とした「動物ふれあい教室」を実施した。

(資料2参照)

実施学校数	14校	実施回数	19回	対象人数	527人
-------	-----	------	-----	------	------

また、中学校において、生徒が飼い主に捨てられた犬・猫など不幸な動物の現状を知り、その解決方法を自身で考えることを通じて、動物を飼うことの責任の重さを学び、命を大切にする心を育むことを目的とした「いのちの教室」を実施した。

(資料2-1参照)

実施学校数	3校	実施回数	7回	対象人数	628人
-------	----	------	----	------	------

(4) 各種催事への参加等

県内で開催された動物愛護啓発街頭キャンペーン等に参加し、啓発グッズ・チラシを配布するとともに、県内各地に出向き、動物愛護の意識醸成のための講話等を行った。

(資料2-2参照)

参加イベント数	1回	対象人数	100人
出張講座	2回	対象人数	53人

2 犬・猫の譲渡

犬の譲渡会を開催して模範的な飼い主の育成に努めるほか、ボランティア譲渡登録団体等の協力を得て、センターに収容された犬・猫の譲渡を推進した。

(1) 譲渡実績

項目内容	犬		猫	
	子犬	成犬	子猫	成猫
譲渡会 ①	0	6	10	0
ボランティア譲渡②	452	322	819	61
随時・特別③	0	0	0	0
その他 ④	0	0	0	0
計	452	328	829	61

注：①(2)譲渡会実施内容参照

② ボランティア譲渡登録団体等へ譲渡

登録団体等数

(令和4年3月31日現在)

団体		個人		計
県内	県外	県内	県外	
10	40	17	15	82

③ 譲渡会以外にて譲渡

④ 再飼養希望者など

(2) 譲渡会実施内容

	回数	参加者		譲渡頭数
		組	人数	
事前講習会	12	12	31	-
譲渡会	15	15	35	6
しつけ相談会（しつけ方教室）	0	0	0	-

収容した概ね5歳前後の成犬のうち、健康状態及び性格が良好と判断されたものについて、不妊去勢手術及びワクチン接種等を実施し、譲渡対象犬とした。

事前講習会を修了し、模範的な飼い主となり得ると判断した譲渡希望者に対して、トライアルを経た後に譲渡を行った。

譲渡後は、飼い主の聞き取り調査を実施し、適正飼養の確認を行った。

3 犬猫譲渡情報バンク

県内の子犬・子猫等の飼育希望者と提供者を登録し、ボランティア団体等が行う譲渡会の仲介または紹介を行った。

4 犬・猫の不妊去勢手術

譲渡する犬・猫について、ボランティア譲渡登録団体等の希望に応じて、動物指導センターにおいて不妊去勢手術を実施したほか、民間動物病院にて実施する不妊去勢手術の費用を補助した。

(1) 動物指導センターにて実施した不妊去勢手術

手術頭数	犬	113頭	(雄	65頭、	雌	48頭)
	猫	27頭	(雄	14頭、	雌	13頭)

(2) 民間動物病院にて実施した不妊去勢手術費用の補助

補助頭数	犬	180頭	(雄	97頭、	雌	83頭)
	猫	522頭	(雄	273頭、	雌	249頭)

5 子猫のミルクボランティア

センターに収容された乳飲み子猫を、譲渡に適する時期まで自宅等で一時飼養するミルクボランティアの協力を得て、子猫の譲渡を推進した。

ミルクボランティア預託件数	8件
預託頭数	22頭
譲渡頭数	22頭

6 茨城県動物愛護推進員制度

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、動物愛護に関心を持っている90名の方に「茨城県動物愛護推進員」を委嘱した。

動物愛護推進員は、県が主催する動物愛護啓発キャンペーンをはじめ、パネル展示など独自企画での啓発活動や地域の愛護関係イベント等に参加し、動物愛護の推進と啓発に貢献した。

II 保護指導事業

1 狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射事務は、市町村事務であるが、狂犬病予防注射率の向上のために、市町村と連携して、登録と狂犬病予防注射を行っていない犬の飼い主への指導を行うとともに、ホームページや各種イベント等で犬の登録と狂犬病予防注射の啓発を実施している。

犬の登録と狂犬病予防注射頭数の推移は、資料7のとおり。

2 野犬化防止、飼い主不明犬・猫の対策

(1) 飼い犬・猫の引取り業務

動物の愛護及び管理に関する法律第35条に基づき飼い犬・猫の引取りを実施した。

なお、平成16年10月1日から、引取りを有料化した。引取り手数料は下表のとおり。

種 別		手数料	備 考
窓 口 引 取	成犬・成猫	4,000円	生後91日以上
	子犬・子猫	1,000円	生後90日以内
飼養場所有料引取		7,000円	成・子を問わず1頭につき

引取り場所はセンター窓口が原則であるが、特別の事情がありセンター窓口で所有権放棄できない場合には、飼い主宅での「飼養場所有料引取」を実施した。

※ 「茨城県手数料徴収条例」の改正により、引取手数料を成犬・成猫は2,000円から4,000円に、子犬・子猫は400円から1,000円に、飼養場所有料引取を5,000円から7,000円に引き上げた。(平成27年4月1日より)

(2) 野犬、飼い主不明犬の捕獲・保護対策及び猫の保護対策

県民の安全を確保するため、また農作物・家畜等の財産被害を防止するため、野犬等の捕獲・保護を実施した。

犬の徘徊苦情相談には、地域重点パトロールを実施し捕獲・保護収容に努めた。負傷・衰弱した犬・猫を保護収容したほか、動物病院等からの輸送も実施した。

野犬、飼い主不明犬の捕獲・保護収容方法は、センターによる①通常捕獲②捕獲箱設置③けい留収容のほか、市町村・住民による④窓口保護がある。

猫についても、保護を必要とするものについては無料で収容した。

犬の捕獲・保護頭数は資料3、猫の保護頭数は資料5のとおり。

3 咬傷事故対策

(1) 咬傷事故犬のけい留指導・捕獲作業

咬傷事故を起こした犬のうち、飼い主の判明している犬については、飼い主の責任でけい留管理させ、犬の正しい飼い方を指導した。

野犬及び飼い主不明の犬については、可能な限り速やかに捕獲作業を実施した。警察署・消防署からの緊急通報は優先的に対応した。

犬による咬傷事故概要

飼い主判明	内 容			事故後の犬（頭）			被害者数（人）		
	総 数	犬 種	件数/頭数	放棄	継続	不明	家族	他人	計
	68	一般犬	62/62	2	66	0	1	67	68
特定犬		6 / 6							

飼い主不明	内 容			事故後の犬（頭）		被害者数（人）
	総 数	犬 種	件数/頭数	捕獲	逃走	
	2	一般犬	2 / 2	2	0	2
特定犬		0 / 0	0	0		

※ 水戸市内での発生分を除く

(2) 事故調査と再発防止指導、被害者等の救済

犬による咬傷事故を調査分析し、発生原因を突き止めて再発防止を図った。事故は、犬の性格、けい留方法、人の接し方等が複雑に関連し発生しているため飼い主に対して再発防止策を指導した。

特定犬は、①犬種 ②大きさ ③咬傷歴で指定され、一般の犬と比べて厳重な飼養管理を義務付けている。特定犬の頭数は資料4のとおり。

被害者に対しては、正確な狂犬病情報を提供し、安心して治療に専念できるよう配慮した。併せて事故犬の処遇についても経過報告し、心理的圧迫を取り除くようにした。また、飼い主不明犬による事故では、速やかな犬の捕獲に努めた。

咬傷事故の原因（延べ数 複数の原因が関連して事故になっている。）

I 人に起因		II 犬に起因		III 管理に起因		IV 飼い主不明犬	
①犬にさわろうとして	4	①雌犬発情で興奮状態	0	①放し飼い（逃走中）	29	①徘徊犬	2
②飼い犬をかばった	1	②攻撃的な性格・咬傷癖	1	②引き綱での運動中制御不能	10		
③過って接触した	0	③警戒心が強い・臆病	8	③訪問者の通行域にけい留	6		
④子犬にさわろうとした	0	④出産直後の警戒状態	0	④鎖・引き綱が長すぎた	2		
⑤食事時の犬に手を出した	0	⑤その他	0	⑤引き綱なしでの運動中	3		
⑥その他	0			⑥接近しやすい場所・構造	3		
				⑦運動・餌不足等劣悪環境	0		
				⑧ランニングチェーン	1		
				⑨その他	0		
計	5	計	9	計	54	計	2

※ 水戸市を除く

(3) 狂犬病サーベイランス

咬傷事故を起こした飼い主不明犬については、「狂犬病」を監視するため14日間の抑留を実施している。万が一の場合に備えた措置で、異常がないことを確認したあと処分した。

飼い主不明犬による被害者に対しては、加害犬の検診結果を報告し、十分なケアを実施した。

4 犬・猫の逸走・保護対策

(1) 公表関係

捕獲・保護した成犬・成猫の情報については当センターの掲示板及びホームページで公開し、写真も公表した。

また、市町村等の関係機関にも情報提供し、庁舎内での掲示等を依頼している。

(2) 逸走・保護情報の照合作業

犬・猫を保護している人などから寄せられた「保護情報」と、飼い主からの「逸走届」及びセンターの捕獲・保護情報を照合し、飼い主の発見に努めているが、首輪に鑑札・注射済票等の所有者情報を示す標識がついていない場合が多く、返還頭数は少ない。

犬・猫の飼い主への返還頭数

犬		猫	犬・猫合計
登録犬	未登録犬	1	115 頭
91	23		

※ 水戸市収容の動物を除く

(3) 負傷動物の収容

動物の愛護及び管理に関する法律第36条に基づき、負傷した犬・猫等を収容・治療し、飼い主への返還に努めた。

負傷動物収容件数

動物 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
犬 (頭)	1	1	0	1	2	1	2	1	2	0	1	1	13
猫 (頭)	4	3	7	2	1	3	1	1	1	6	5	6	16
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	3	7	2	1	3	1	1	1	6	6	7	17

※ 水戸市を除く

5 犬・猫についての困りごと相談受付

犬の放し飼い、鳴き声被害、悪臭苦情、猫の飼い方指導など多岐にわたる電話相談を受付した。

困りごと相談受付状況

相談項目	人身等の被害	徘徊	捨て犬	放飼い	騒音悪臭	負傷動物	野犬等の繋留	その他	所有権放棄	猫苦情相談	その他の動物	計
件数	13	339	7	121	97	30	398	120	211	651	9	1,996

※ 水戸市を除く

6 動物の管理及び処分業務

(1) 管理業務

捕獲した犬については、公表期間内に飼い主へ返還されない場合、譲渡登録団体等への譲渡し又は殺処分となる。センターに収容した犬の飼養衛生管理業務については民間業者に委託している。

なお、飼い主が見つかった犬は、飼い主の申し出により管理期間を延長して対応した。

(2) 処分業務

センターに収容された犬・猫のうち、返還及び譲渡した犬・猫を除き、譲渡適正判定を実施し、譲渡適正のない犬について致死処分し焼却した。

犬・猫の年度別収容頭数・返還頭数・処分頭数は、資料6のとおり。

(3) 犬・猫の収容頭数及び処分頭数の減少化

平成16年10月から飼い犬・猫の引取りを有料化するとともに、平成22年度から定時定点引取を廃止し、引取り場所を当センター窓口に一元化して収容頭数の減少を図っている。

また、収容した犬・猫については、飼い主への返還やボランティア等への譲渡に努め、致死処分頭数の減少を図っている。

年 度	収容頭数			致死処分頭数		
	犬	猫	計	犬	猫	計
2年度 ※	1,063	1,401	2,464	35	337	372
3年度 ※	985	1,080	2,065	31	174	205
増 減	△78	△321	△399	△4	△163	△167

※ 水戸市を除く

7 多頭飼養届の受理業務

平成18年6月から、犬を10頭以上飼養している者に、平成26年7月からは、犬または猫を10頭以上飼養している者に多頭飼養届出を義務づけている。

多頭飼養者に対しては、定期的な現地確認を行い、適切な飼養管理の助言・指導に努めた。

年 度	2年度 ※	3年度 ※
新規件数	12	10
廃 止	3	23 ※※
年度計	127 件	114 件

※ 水戸市を除く

※※ 現地調査のうえ、廃止とみなした7件を含む件数

8 動物取扱業の登録等

第一種動物取扱業者に対する新規登録申請及び登録後5年目の登録更新申請に伴う立ち入り調査や第二種動物取扱業者に対する届出に伴う立ち入り検査のほか、年間の監視指導の目標件数を定めた監視指導計画に基づいた計画的な立ち入り検査を行うなど、動物取扱業者に対する適正な飼養管理を指導した。

また、第一種動物取扱業者に対する動物取扱責任者を対象とした研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け対面方式での開催を中止したが、研修資料を送付し、法令遵守の徹底及び資質向上を図った。

(1) 第一種動物取扱業の登録申請受付件数及び登録件数

		年度当初 登録件数	申 請	登 録	廃 止	年度末 登録件数	調査・監視 件数
事業者数		1, 182	125	124	92	1, 209	501
業 種 内 訳	販 売	672	66	63	50	685	355
	保 管	587	72	72	42	617	232
	貸出し	52	6	6	4	54	51
	訓 練	116	10	10	5	121	30
	展 示	114	11	11	4	121	65
	その他	3	2	2	0	5	1
	合 計	1, 544	167	164	105	1, 603	734

※1 施設で複数の業種を登録している場合もあるため、事業者数≠合計

※2 登録数には令和3年4月1日以前の申請分も含む。

※3 調査・監視件数は申請に伴う調査件数と申請時以外の監視件数の合計

(2) 動物取扱責任者研修会

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止とし、研修資料及び法改正内容の解説画像を作成し、当該資料並びに動画視聴案内を対象者に郵送した。

送付内容：改正動物愛護管理法の概要

送付日：令和3年10月22日（令和3年10月13日作成）

送付枚数：1, 225通

(3) 第二種動物取扱業の届出受付件数

		年度当初届出件数	届出受付件数	廃止件数	年度末届出件数
事業者数		38	7	0	45
事 業 内 訳	譲 渡 し	29	7	0	36
	保 管	6	3	0	9
	貸 出 し	1	1	0	2
	訓 練	2	1	0	3
	展 示	8	1	0	9
	合 計	46	13	0	59

9 特定動物の飼養許可

特定動物の飼養又は保管の許可申請に伴って飼養施設の立入調査及び指導を行った。また、許可申請時以外にも監視を行い特定動物の適正な管理の確保を図った。

特定動物の許可申請件数及び許可件数

飼養目的 項目	年度当初 施設数	申請数	許可	廃止	年度末 施設数	調査・監視 件数
愛 がん	26	2	2	2	26	20
販 売	91	0	0	4	87	26
展 示	33	3	4	1	36	17
試験研究	8	0	0	0	8	3
そ の 他	0	0	0	0	0	0
合 計	158	5	6	7	157	66

※ 許可数には令和3年4月1日以前の申請分も含む。

資料1 令和3年度 動物なんでも相談件数

	犬	猫	木乳	鳥	爬虫	両生	魚	昆虫	その他	累計
登録・法令	6	3	0	0	0	0	0	0	0	9
死亡・霊園	19	8	0	0	0	0	0	0	0	27
飼い方・しつけ方について	75	51	1	0	0	0	0	0	0	127
病気・ワクチン・不妊去勢手術等	5	2	2	0	0	0	0	0	0	9
放棄相談	56	44	1	2	0	0	0	0	0	103
保護動物の引き取り依頼(窓口)	46	90	0	0	0	0	0	0	0	136
動物の逸走に関する問い合わせ	121	96	0	0	0	0	0	0	0	217
動物の逸走(カード登録)	510	547	4	22	0	0	0	0	0	1,083
動物の保護に関する問い合わせ	67	124	0	5	0	0	0	0	0	196
動物の保護(カード登録)	559	175	3	4	0	0	0	0	0	741
動物を飼いたい	バンクを紹介	16	4	0	0	0	0	0	0	20
	その他(収容動物の返還・譲渡希望等)	187	41	1	0	0	0	0	0	229
動物をあげたい	バンクを紹介	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	その他	11	60	0	0	0	0	0	0	71
ノラ猫・野生動物等の侵入・対応策	25	422	2	0	1	0	0	0	0	450
虐待	13	11	0	1	0	0	0	0	0	25
咬傷事故通報	58	2	0	0	0	0	0	0	0	60
動物取扱業	0	0	0	0	0	0	0	0	669	669
特定動物	0	0	0	0	0	0	0	0	29	29
その他	79	40	4	2	0	0	0	0	31	156
累 計	1,853	1,723	18	36	1	0	0	0	729	4,360

資料 2 令和3年度 動物ふれあい教室

回数	実施月日	実施市町村	対象人数	対 象
1	6月17日	鹿嶋市	22	小学校低学年
2			21	
3	6月22日	美浦村	12	小学校低学年
4	6月30日	取手市	77	小学校低学年
5				
6	10月7日	鹿嶋市	54	小学校低学年
7				
8	10月14日	石岡市	29	小学校低学年・高学年
9	10月19日	土浦市	40	小学校高学年
10	10月26日	つくば市	30	小学校低学年
11			30	
12			30	
13	11月10日	常陸大宮市	37	小学校低学年
14	11月19日	日立市	10	小学校低学年
15	11月24日	古河市	30	小学校低学年
16	11月30日	日立市	7	小学校高学年
17	12月10日	つくばみらい市	20	小学校低学年
18	1月19日	結城市	33	小学校低学年
19	1月26日	大洗町	45	小学校低学年
計			527	※ 実施学校数14校

資料 2-1 令和3年度 いのちの教室

回数	実施月日	実施市町村	対象人数	対 象
1	6月7日	神栖市	85	中学生
2			99	
3			92	
4	10月6日	龍ヶ崎市	291	中学生
5				
6				
7	11月16日	古河市	61	中学生
計			628	※ 実施学校数3校

資料 2-2 令和3年度 適正飼養推進事業

イベント等

回数	実施月日	実施市町村	対象人数	イベント名
1	11月6日	笠間市	100	福ちゃんの森公園オータムイベント
計			100	

出張講座

回数	実施月日	実施市町村	対象人数	対 象
1	8月17日	東海村	29	小学校低学年・高学年
2	1月14日	北茨城市	24	保育園児
計			53	

資料 3 犬の収容頭数と内訳

				2年度 ※1	3年度 ※1	比較	
犬	引取り	窓 口 ※2	成犬	18	5	△ 13	
			子犬	0	0	0	
		飼養場所 ※3	成犬	26	13	△ 13	
			子犬	0	0	0	
		計	成犬	44	18	△ 26	
			子犬	0	0	0	
	引 取 り 合 計				44	18	△ 26
	捕獲 保護	捕獲業務	通常捕獲	成犬	86	60	△ 26
				子犬	104	121	17
			捕獲箱	成犬	134	139	5
				子犬	116	125	9
			けい留	成犬	307	273	△ 34
				子犬	185	161	△ 24
		市町村・ 住民等 が保護し たもの	窓 口	成犬	40	22	△ 18
				子犬	35	66	31
			依 頼 引取り	成犬	2	0	△ 2
				子犬	10	0	△ 10
			計	成犬	569	494	△ 75
				子犬	450	473	23
	※4 捕獲・保護 合 計				1,019	967	△ 52
犬 収 容 頭 数 計			成犬	613	512	△ 101	
			子犬	450	473	23	
合 計				1,063	985	△ 78	

※1 水戸市を除く

※2 平成16年10月1日から有料化

成犬 4,000円/頭 子犬 1,000円/頭 (平成27年度に引き上げ)

※3 飼養場所引取手数料 7,000円/頭 (平成27年度に引き上げ)

※4 捕獲・保護計には、負傷・衰弱した犬の収容頭数も含まれる。

資料 4 特定犬飼養頭数

(令和3年11月30日現在)

特定犬の内訳		頭数
① 指定犬種	秋田犬	784
	土佐犬	153
	紀州犬	134
	ジャーマン・シェパード	386
	ドーベルマン	116
	グレートデン	67
	セントバーナード	52
	アメリカン・スタッフォード・シャー・テリア	193
②体長・体高で指定		198
③知事指定		0
合計		2,083

資料 5 猫の引取り・保護状況

				2年度 ※1	3年度 ※1	比較	
猫	引取り	窓 口 ※2	成猫	16	2	△ 14	
			子猫	0	0	0	
		飼養場所 ※3	成猫	25	2	△ 23	
			子猫	2	0	△ 2	
		計		成猫	41	4	△ 37
				子猫	2	0	△ 2
	引 取 り 合 計			43	4	△ 39	
	保 護	※4	窓 口	成猫	150	99	△ 51
				子猫	1,206	977	△ 229
		依 頼 引取り	成猫	0	0	0	
			子猫	2	0	△ 2	
		計		成猫	150	99	△ 51
				子猫	1,208	977	△ 231
	保 護 合 計			1,358	1,076	△ 282	
猫 収 容 頭 数 計			成猫	191	103	△ 88	
			子猫	1,210	977	△ 233	
合 計			1,401	1,080	△ 321		

※1 水戸市を除く

※2 平成16年10月1日から有料化

成猫 4,000円/頭 子猫 1,000円/頭 (平成27年度に引き上げ)

※3 飼養場所引取手数料 7,000円/頭 (平成27年度に引き上げ)

※4 市町村役場・住民が飼い主不明として保護処置を求めたもので、負傷・衰弱して保護收容した猫の頭数含まれる。

22年度から定点引取りを廃止、市町村・警察等に持ち込まれた犬猫の引取りを委託。

資料 6 年度別 犬・猫の収容・返還・譲渡・処分の状況

		24	25	26	27	28	29	30	元	2 ※	3 ※	直近年度 比較
犬	収容頭数	3,893	3,115	2,606	2,226	1,628	1,325	1,426	1,421	1,063	985	△ 78
	返還頭数	174	139	146	110	152	122	128	149	133	114	△ 19
	譲渡等	665	827	704	757	899	828	985	1,184	915	780	△ 135
	処分頭数	3,177	2,158	1,751	1,279	612	338	235	144	35	31	△ 4
猫	収容頭数	3,498	3,038	2,645	2,682	2,272	1,758	1,515	1,338	1,401	1,080	△ 321
	返還頭数	0	0	3	1	1	6	2	2	9	1	△ 8
	譲渡等	296	332	403	349	597	1,281	1,284	940	1,039	890	△ 149
	処分頭数	3,197	2,773	2,218	2,333	1,679	375	211	424	337	174	△ 163
犬・猫	収容計	7,391	6,153	5,251	4,908	3,900	3,083	2,941	2,759	2,464	2,065	△ 399
	返還計	174	139	149	111	153	128	130	151	142	115	△ 27
合 計	譲渡計	961	1,159	1,107	1,106	1,496	2,109	2,269	2,124	1,954	1,670	△ 284
	処分計	6,374	4,931	3,969	3,612	2,291	713	446	568	372	205	△ 167

(注) 収容期間が年度を跨ぐことなどにより、収容頭数と返還・譲渡・処分頭数の計は一致しない。
 ※水戸市を除く

資料 7 年度別 犬の登録・狂犬病予防注射頭数の推移

	24	25	26	27	28	29	30	元	2 ※	3 ※
登録	186,975	183,820	181,753	176,628	173,117	169,557	169,835	167,083	152,564	150,282
注射	125,065	122,032	117,497	114,925	116,137	113,081	107,174	105,154	90,824	93,539

※水戸市を除く。

